

職員の懲戒処分について

職員の処分を行いましたので、お知らせします。

このたびの事案につきましては、市民の皆さまの信頼を損なうものであり、心よりお詫び申し上げます。

1 被処分者および処分内容

(当事者)

所属	職名	年齢	性別	処分内容
環境局	主任技師	51	男	減給1/10 1月

2 処分年月日

令和7年7月4日（金）

3 事案概要

当事者は、令和6年10月7日17：30頃、四街道市内の道路を自家用車で進行中、信号のない交差点を直進するにあたり、左方道路から進行してきた自転車に衝突し傷害を負わせ、後日、入院先の病院で被害者が死亡したもの。

その後、令和7年4月11日付けで、佐倉簡易裁判所から略式命令により、過失運転致死の罪で罰金30万円に処せられたもの。